令和７年４月１日以後開始事業年度等分
内国法人用

別表十四(二)

令七・四・一以後終了事業年度分

寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度	・・ ・・	法人名	

公益法人等以外の法人の場合

一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	円
		特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2	
		その他の寄附金額	3	
		計 (1)＋(2)＋(3)	4	
		完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5	
		計 (4)＋(5)	6	
	所得金額仮計 (別表四「26の①」)		7	
	寄附金支出前所得金額 (6)＋(7) (マイナスの場合は０)		8	
	同上の $\frac{2.5又は1.25}{100}$ 相当額		9	
	期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額 (別表五(一)「32の④」+「33の④」)		10	
	同上の月数換算額 (10)×$\frac{}{12}$		11	
	同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額		12	
	一般寄附金の損金算入限度額 ((9)＋(12))×$\frac{1}{4}$		13	
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額の計算	寄附金支出前所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 (8)×$\frac{6.25}{100}$		14	
	期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額の月数換算額の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額 (11)×$\frac{3.75}{1,000}$		15	
	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 ((14)＋(15))×$\frac{1}{2}$		16	
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 ((2)と((14)又は(16))のうち少ない金額)			17	
指定寄附金等の金額 (1)			18	
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額			19	
(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4)－(19)			20	
損金不算入額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (20)－((9)又は(13))－(17)－(18)		21	
	国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (19)		22	
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)		23	
	計 (21)－(22)＋(23)		24	

公益法人等の場合

損金算入限度額	支出した寄附金の額	長期給付事業への繰入利子額	25	円
		同上以外のみなし寄附金額	26	
		計 (25)＋(26)＋(27)	28	
	所得金額仮計 (別表四「26の①」)		29	
	寄附金支出前所得金額 (28)－(29) (マイナスの場合は０)		30	
	同上の $\frac{20又は50}{100}$ 相当額 ($\frac{50}{100}$相当額が年200万円に満たない場合)		31	
	組合等の損金算入限度額 ((25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)		33	
	損金算入限度額 (31)、((31)と(32)のうち多い金額)又は((31)と(33)のうち多い金額)		34	
指定寄附金等の金額 (41の計)			35	
国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額			36	
(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28)－(36)			37	
損金不算入額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (37)－(34)－(35)		38	
	国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (36)		39	
	計 (38)－(39)		40	

【No.３】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.70】10欄の金額は、別表五(一)の32④欄＋33④欄の合計額を記載していますか。

指定寄附金等に関する明細

寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の使途	寄附金額 41
				円
計				

特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細

寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額 42
				円
計				

その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細

支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額
				円